

==== 公布された規則のあらまし ====

職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

研究職における職位と職務の級の位置付けを明確にするため、研究職給料表及び研究職給料表級別標準職務表を改定したことに伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 研究職給料表及び研究職給料表級別標準職務表の改定に伴い、退職手当の調整額の算定に係る職員の区分を定めた規定について所要の改正を行う。
- (2) 施行期日は、平成23年4月1日とする。

鳥取県建築士法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

2級建築士免許証及び木造建築士免許証をICチップを内蔵した顔写真入りプラスチック携帯型免許証に変更することに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 免許申請書、免許証書換交付申請書及び免許証明書書換交付申請書並びに免許証再交付申請書及び免許証明書再交付申請書に免許証等用写真を貼付することとする。
- (2) 免許申請書の書式及び免許証の書式を改める。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成23年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県しっかり守る農林基盤交付金交付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 県内市町村が実施する農林業生産基盤の整備等に係る事業に対して県が交付する交付金（以下「本交付金」という。）の交付率を対象経費の2分の1以内としているが、当該事業の実施主体である市町村の負担率によっては受益者の負担の軽減に繋がらない場合もあるため、当該交付金の交付率に要件を付加する。
- (2) 市町村が裁量を拡げて執行できるよう、最低保証額の総額を改める。
- (3) 本交付金の精算払について、事務処理の軽減を図るため、市町村長からの支払の請求は行わないこととする。

2 規則の概要

- (1) 本交付金の額の算定に当たって、次に掲げる場合は、それぞれ対象経費の額から受益者が負担する額を除いた額に2分の1を乗じて得た額以内とする要件を付加する。
 - ア 対象経費の額のうち、市町村が負担する額の占める割合が、鳥取県市町村交付金条例の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第18号）による改正前の鳥取県市町村交付金条例による交付金の交付を受けて実施した対象事業（以下「市町村交付金事業」という。）に係る対象経費の額のうち、市町村が負担した額の占める割合未満の場合
 - イ 市町村交付金事業を実施しなかった場合であって、対象経費の額のうち、受益者が負担する額の占める割合が2割を超えるとき。
- (2) 最低保証額の決定の要件のうち、予算で定める本交付金の総額に乘じる割合を10分の9（現行 10分の8）に改める。
- (3) 本交付金の精算払について、市町村長からの支払の請求は行わないこととする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする(4)の一部を除き、平成23年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。